女性に対する暴力対策の推進

令和８年11月12日（木）～11月25日（水）は
「女性に対する暴力をなくす運動」週間です！

〈人身安全・少年課〉

女性に対する暴力をなくす運動は、毎年11月12日から25日までの２週間、全国一斉に実施されます。

配偶者等からの暴力（ＤＶ）、ストーカー行為、性犯罪等、女性に対する暴力への取組を一層強化する週間です。

１　現状

～ ＤＶ・ストーカー事案等の認知件数は高水準で推移！～

令和７年中、全国警察において認知したＤＶ事案の認知件数は過去最多を記録し、ストーカー事案の認知件数については、平成30年から減少傾向にありましたが、令和７年は増加に転じ、依然として高水準で推移しています。また、ストーカー規制法に基づく禁止命令等は、平成29年以降右肩上がりに増加し、令和７年も過去最多を記録しています。

ＤＶ事案、ストーカー事案を始めとする女性に対する暴力は、決して許されないという認識を持つことが必要です。

２　ＤＶについて

～　潜在化しやすい家庭内暴力　～

ＤＶは、配偶者間だけではなく、内縁関係等の事実上の婚姻関係にある者同士や、生活の本拠を共にする交際相手（同棲関係等）からの暴力も含まれます。

暴力には、

・殴る、蹴るなどの身体的暴力
・無視や暴言を吐くなどの精神的暴力
・性行為を強要などの性的暴力
・生活費を渡さないなどの経済的暴力

など、様々な形態があります。

ＤＶは、ほとんどが家庭内で行われるため、潜在化しやすい特徴があり、また、被害者の身体だけではなく、精神的にも深刻な影響を与えます。

さらには、暴力を見て育つ子供にも悪い影響を与えるといわれています。

3　ストーカーについて

～　凶悪事件に発展するおそれがあります！　～

全国では、つきまとい行為や連続電話・メール等のストーカー行為がエスカレートして、殺人等の凶悪事件に発展する事件が発生しています。

ストーカー行為者は、強い執着心や支配欲を持っています。

被害に遭っている本人だけでなく、親族等にも被害が及ぶケースがあります。

4　ＤＶ・ストーカー等への対策

～　一人で悩まず、まずは相談しましょう！　～

早めに、専門機関・警察に相談しましょう。

警察では、加害者へ指導したり、加害者を検挙したりして、被害者を保護するための措置を講じています。

あなた自身やあなたの親族等を守るために

・加害者が知らない場所への一時避難

・避難先を知られないための住民基本台帳閲覧制限の申出

・防犯ブザーや携帯電話の常時携帯

などの防衛策を講ずるとともに、一人で悩まず、警察や配偶者暴力相談支援センターなどの相談機関に相談してください。

◎　ＤＶ相談受付窓口

○　配偶者暴力相談支援センター

・佐賀県女性相談支援センター

０９５２（２６）１２１２

・佐賀県立男女共同参画センター「アバンセ」

０９５２（２６）００１８

○　佐賀県警察本部・各警察署

